
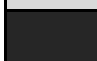


## グループ①の経過措置について

平成28年5月31日以前に定期報告の対象となっていた建築物等については、経過措置として、前回報告を行った時期により次回の報告時期が下表の通りとなります。

建築物 (用途)	前回の報告 時期	次回の報告 時期	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
グループ① 病院、診療 所（患者の 収容施設が ある場合に 限る。）、 ホテル又は 旅館	1年毎に提出が必要であったもの									
	平成27年	平成28年								
	2年毎に提出が必要であったもの									
	平成26年	平成28年								
	平成27年	平成31年				不要	不要	不要		
	3年毎に提出が必要であったもの									
	平成25年	平成28年								
	平成26年	平成31年				不要	不要	不要		
	平成27年	平成31年				不要	不要	不要		

施行細則  
改正

 報告済  
 報告